

新名寄市病院事業改革プラン策定の趣旨等について

1 改定の趣旨

- 名寄市においては、病院事業が安定的で継続した地域医療を提供する体制を構築するため、平成 21 年 3 月に「名寄市立病院改革プラン」及び「名寄東病院改革プラン」を策定し、プランに掲げる目標の達成に向け、収益確保をはじめとする経営改善の取り組みを推進してきたところです。
- 一方で、国においては、昨年 6 月に医療介護総合確保推進法を公布し、各都道府県が二次医療圏ごとに将来の医療提供体制を描く「地域医療構想」策定に向けた取り組みをスタートするとともに、本年 3 月、「新公立病院改革ガイドライン」を示し、それまでのガイドラインにあった「経営の効率化」など 3 つの視点のほかに、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた 4 つの視点に立った改革を進める必要があるとし、これに関わる新改革プランの策定を平成 28 年度までに行うよう求めています。
- このため、市としては、今回の新たなガイドラインに対応し、今後の「地域医療構想」の策定状況を踏まえ、各病院が地域の医療体制において果たすべき役割などについて、平成 28 年度までに、病院事業改革プランにおいて明確にするため、「新名寄市病院事業改革プラン」を策定するものです。
- この新名寄市病院事業改革プランの策定に当たっては、前回と違い「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」が求められていることから、市立病院と東病院が個別に策定していたプランを統合し、病院事業としてのプランとします。

2 検討体制等

- プランの策定に当たっては、市長部局、病院関係者の委員で構成する「新名寄市病院事業改革プラン策定検討会議」を設置し、必要に応じて委員以外の方も招いたうえで、幅広い観点からの意見をいただきながら検討を進めます。
- また、検討に当たっては、現在進められている「地域医療構想」に係る協議の状況に留意するほか、他の保健医療福祉に関する計画等との整合性を図るとともに、地元医師会や圏域の公立医療機関などの意見も伺いながら医療圏域の中心となる立場から実現性のあるプランを検討します。